

令和6年12月9日

受審者各位

群馬県剣道連盟  
会長 小林 一隆  
[公印省略]

## 剣道七・六段審査会の開催案内について

時下、益々ご清祥のことと拝察申し上げます。

さて、標記審査会が別紙「要項」のとおり「福岡県」・「沖縄県」・「山梨県」にて実施されます。

受審希望者は、要項をご確認いただき、各加盟支部の申込締切日までに申し込みをよろしくお願い申し上げます。

### 記

- 1 「福岡」剣道七・六段審査会  
福岡市総合体育館  
七段 令和7年2月1日（土）  
六段 令和7年2月2日（日）
- 2 「沖縄」剣道七・六段審査会  
沖縄県立武道館  
七段 令和7年2月11日（火・祝）午後  
六段 令和7年2月11日（火・祝）午前
- 3 「山梨」剣道七・六段審査会  
小瀬スポーツ公園 武道館  
七段 令和7年2月15日（土）  
六段 令和7年2月16日（日）

申込締切：各加盟支部の締切日をご確認ください

## 剣道七段および六段審査会（山梨）要項

全日本剣道連盟  
群馬県剣道連盟

### 1. 期 日

#### (1) 七段審査会

- ① 令和7年2月15日（土）
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻
  - ア. 57歳以上（57歳を含む）  
受付時間 午前9時～午前9時30分まで  
審査開始 午前10時（予定）
  - イ. 56歳以下（56歳を含む）  
受付時間 午後12時30分～午後1時まで  
審査開始 57歳以上実技審査終了後

#### (2) 六段審査会

- ① 令和7年2月16日（日）
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻
  - ア. 51歳以上（51歳を含む）  
受付時間 午前9時～午前9時30分まで  
審査開始 午前10時（予定）
  - イ. 50歳以下（50歳を含む）  
受付時間 午後12時30分～午後1時まで  
審査開始 51歳以上実技審査終了後

※本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いのないようご参加ください。

※受付終了後は、審査の進行上、一切受けませんので必ず時間を厳守してください。  
また、午前・午後の受審者は入替で入館しますので、受付時間に合わせて来場ください。

### 2. 会 場

小瀬スポーツ公園 武道館

（山梨県甲府市小瀬町840番地） 電話 055-243-3115

※別紙案内図参照

### 3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

### 4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段位審査規則・細則ならびに剣道称号・段位実施要領による。

### 5. 審査課目

七段・六段とも、次による。

#### (1) 実 技

※実技審査においては面マスクまたはシールドを着用してください。

- (2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

## 6. 受審資格

- (1) 七段  
平成31年2月28日以前に六段を取得した者。
- (2) 六段  
令和2年2月28日以前に五段を取得した者。

## 7. 年齢基準

審査日の当日（七段は令和7年2月15日、六段は令和7年2月16日）とする。

## 8. 申込み

- (1) 申込方法 受審を希望する者は、各加盟支部を通じて申し込むこと。
- (2) 申込締切 各加盟支部の締切日を確認すること。
- (3) 申込書  
ア. 各段位ごとに所定の用紙による。  
イ. 現在受有段位の取得年月日、生年月日は正確に記入すること。  
(記載のない場合または虚偽の場合は受審を認めない)  
ウ. 剣道七・六段申込書には審査開催地（山梨県）を明確に記入すること。
- (4) 各支部は受審申込み者に審査会場および受付時間を周知徹底してください。

## 9. 審査料

各支部事務局は、取り纏めて審査料（消費税含む）1名につき、七段 15,000円  
六段 14,000円を群馬県剣道連盟に振込むこと。個人直接は受け付けない。

## 10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに、「剣窓」および全剣連ホームページに掲載する。

## 11. 安全管理

受審者は、各自十分に健康管理に留意し参加すること。  
受審者は、健康保険証を持参のこと。  
高齢の受審者については、特に留意のこと。  
主催者において、審査実施中の傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し、（審査会場への往復途上を含む）傷害保険に加入する。  
全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。（全剣連ホームページ参照）

## 12. 個人情報保護法への対応

受審者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が審査運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要都度、目的に

合わせ公表媒体（掲示用紙、・全剣連、県連ホームページ・剣窓等）に公表することがある。更に剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

### 13. 注意事項

- (1) 本審査会には、2月1日（土）・2月2日（日）福岡県、2月11日（火・祝）沖縄県で実施される剣道七・六段審査会の受審者は、受審できない。
- (2) 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込受理の確認を審査会前日までに言い参加すること。
- (3) 審査会場に、車での来場は一切禁止とする。
- (4) 日本剣道形審査に不合格になった者は、再審査が認められる。但し、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。  
なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。
- (5) **審査会場変更は、1月15日（水）まで、欠席報告締め切りは1月24日（金）**までとし支部を通じて連絡する。

※本審査会の入場は、受審者を優先とし、見学者（付添・家族含む）につきましては、会場の収容人数により入場者数を制限した事前登録制といたします。ただし、申込多数の場合は先着順といたしますので、ご了承ください。

※見学者の事前登録については、後日、各都道府県剣道連盟への案内通知を送りますので、そちらよりご登録ください。

※本審査会では、入場時体温測定を実施し、37.5度以上ある方は受審できません。

# 剣道七・六段審査会（山梨）のご案内

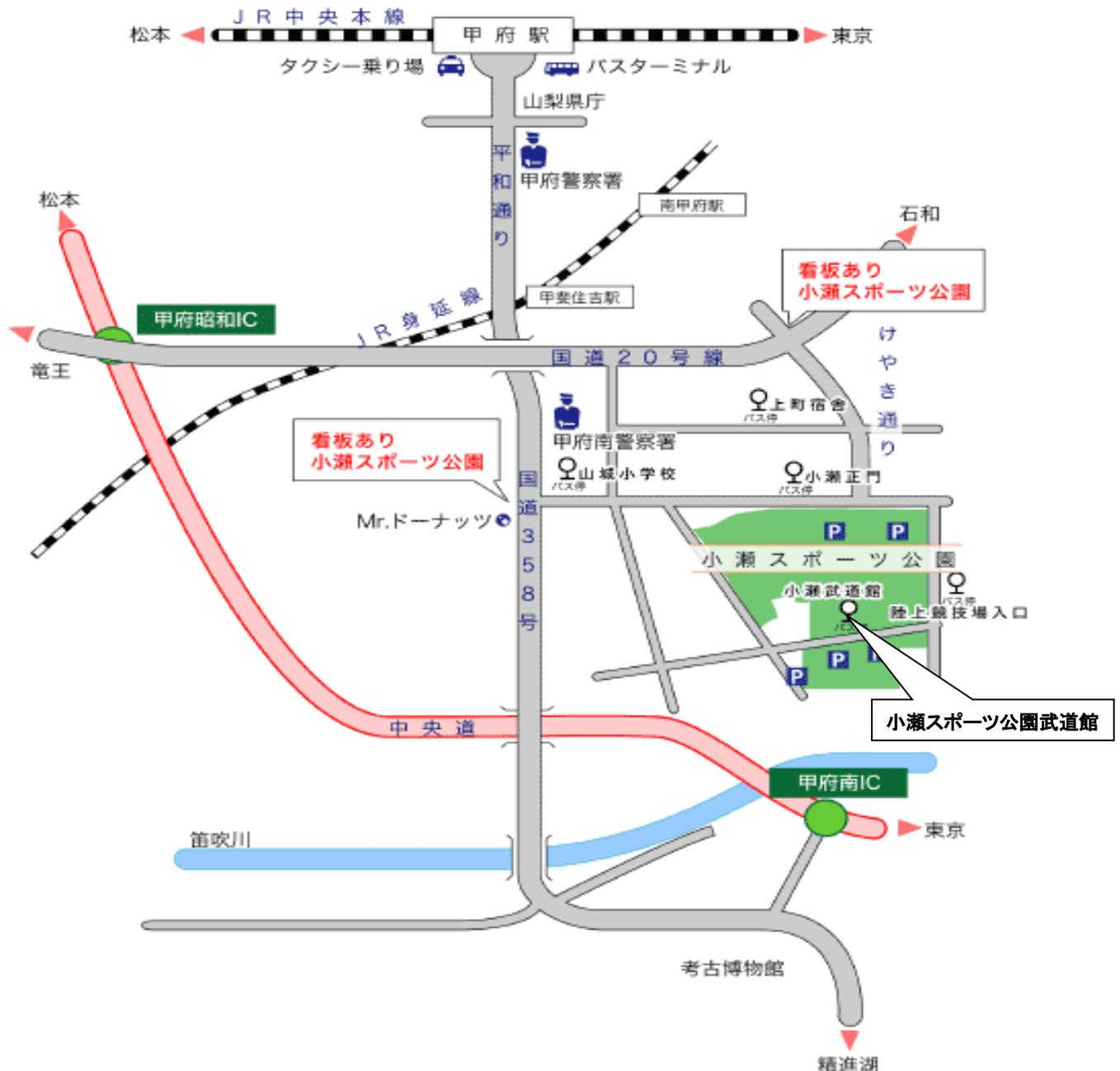
七段：令和7年2月15日（土）

六段：令和7年2月16日（日）

【会場名】 小瀬スポーツ公園 武道館

【所在地】 〒400-0836 山梨県甲府市小瀬町 840 番地

【電話】 055-243-3115



## 【交通案内】

- ・車 JR 甲府駅から車で約 20 分、または JR 南甲府駅より車で約 10 分。
- ・バス JR 甲府駅南口バスターミナル 3 番乗り場より伊勢町経由  
小瀬スポーツ公園行⇒「小瀬スポーツ公園」バス停下車。すぐ

県整理No

# 剣道・居合道・杖道 審査申込書

審査会場	審査日	全剣連整理番号	氏名	生年月日	審査日当日年齢
			(フリガナ) 男・女 (旧姓)	大・昭・平 年 月 日	満 歳
職業又は学校名・学年		〒	電話 ( )		
現住所					
現有段位	剣道 居合道 杖道	段	段位受領年月日	昭和・平成・ 令和	年月日
現有称号	剣道 居合道 杖道	錬士	錬士受領年月日	昭和・平成・ 令和	年月日
受審段位	剣道 居合道 杖道	(経歴)			
受審称号	剣道 居合道 杖道	段			
		士			

群馬県剣道連盟会長 殿

令和 年 月 日

上記申し込みます。

氏名

印

- ※ 注
- 推薦支部長の署名捺印なきものは受けません。
  - 数字は算用数字で、フリガナはカタカナを使用してください。
  - 関係するところすべてを楷書で正確に記入してください。
  - 旧姓は前段位取得以降姓が変わった者のみ記入してください。
  - 令和3年7月よりこの全国審査の申込みはこの申込書を使用してください。

推薦支部長

印

## 大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上